

議案第101号 三田市障害児療育センターの管理に係る指定管理者の指定 について

令和7年度末に指定期間が満了となる「三田市障害児療育センター」について、引き続き指定管理者による管理を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び指定管理者となる団体

名 称	指定管理者となる団体
三田市障害児療育センター	公益財団法人ひょうご子どもと家庭福祉財団 神戸市中央区中山手通五丁目1番1号 理事長 尾上 尚司

2 指定管理期間

名 称	指定管理期間
三田市障害児療育センター	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

3 指定管理者の指定管理費及び指定理由

(1) 指定管理費 [限度額 370,147 千円(税込)] [提案額 370,147 千円 (税込)]

(2) 指定理由

・ 今後も安定的な施設の管理運営と充実した療育活動の実施

当該団体は、長期にわたり当該施設の管理運営に携わっており、療育に対する知識や経験が十分蓄積されている。

障害児に対する療育サービスに必要な人員体制がとられており、安定した施設運営が行えるなど、さらなる療育活動の充実が見込める。